

○希少疾病用医薬品の指定の取消しについて

(平成15年1月31日)

(医薬審発第0131018号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬局審査管理課長通知)

平成15年1月31日付けで、薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2の4の規定に基づく試験研究中の届出が提出された下記の希少疾病用医薬品について、薬事法第77条の2の5の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定が取消されたので通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(6薬A)第52号	塩酸メフロキン	マラリアの治療	日本ロシュ株式会社